

特定空家等への対応について

1. 未利用建築物の除却・跡地活用等促進事業補助金
2. 廃旅館への対応

1

1. 未利用建築物の除却・跡地活用等促進事業補助金（R1～）

一定規模以上の未利用建築物を除却し、跡地の有効活用に取り組む市町村を支援

【対象事業】

年数	3年以上未利用状態であること
地域	空家等対策計画等に定める重点地域 (歴史・文化、ジオサイト、観光エリア等)
要件	延べ床面積及び敷地面積が概ね500㎡以上、 非住宅、 跡地を地域活性化のために10年以上利用 または 協議会で必要性が認められたもの



2

2. 廃旅館への対応

○建築物概要

用 途	旅館
構 造	鉄骨造
階 数	6階
延べ面積	968㎡（敷地面積265㎡）

○所有者等

建築物	不確知（相続人全員が相続放棄）
土 地	

- ・ H10年に旅館業廃業
- ・ H26年以降、台風や劣化により度々外壁等が落下（近隣に被害も）
- ・ R3に所有者死亡
- ・ R4に相続権者全員の相続放棄を確認
- ・ 以降も外壁の落下等が起こっており、行政が緊急対応を実施